

関連資料

広義の都市マネジメント

財政運営

行政体制の整備 . . .

小委員会で御議論
いただきたい分野

都市機能の配置
(公共交通を含む)

民間主体によるまちづくり活動の推進
(エリアマネジメント)

都市の施設・インフラの管理・運営等

面的な実現手段としての市街地整備

土地利用規制

都市防災

都市環境

その他 . . .

都市の評価

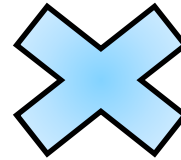
目指す都市像(キーワード)

コンパクト

レジリエント

グローバル

...



目指す都市像へのアプローチ

主体からのアプローチ

○まちづくりに果たす民間主体の役割と官民連携を拡大できないか。

施設・インフラからのアプローチ

○目指す都市像に対応して求められる都市機能を都市の施設・インフラが最大限発揮するにはどうすればよいか。
・公共施設だけでなく、民間施設も含めて考える
・整備だけでなく、管理・運営・更新・統廃合に至る時間軸で考える
・新たなテクノロジーの活用など視点を変えて考える 等

手法からのアプローチ (ソフト・ハード)

○目指す都市像に対応して求められる都市機能の実現を図るため、市街地整備等についてより良い手法を考えられないか。

都市政策の課題と今後の施策例

①人口減少・高齢化への対応と地域の活力の維持(コンパクトな都市)

コンパクトシティの推進(施策例)

- ・コミュニティの維持・活性化
- ・医療・福祉等の生活サービス機能の誘導
- ・まとまった居住の推進
- ・既存ストックの活用と整理合理化
- ・市街地の縮退への対応 など

②防災・安全の確保(レジリエントな都市)

安全な都市づくり(施策例)

- ・行政・住民・企業が一体となった防災体制づくり
- ・避難地・避難路の整備
- ・老朽化した市街地の更新
- ・地下街など脆弱な部分の防災・安全対策
- ・迅速な復興事業の手法 など

③国際競争力の強化(グローバルな都市)

大都市の国際競争力の強化(施策例)

- ・民間事業者による都市開発の推進
- ・エリアマネジメントによる魅力向上
- ・国際ビジネスパーソンの居住環境の向上
- ・既存ストックを活用した都市機能向上
- ・シティセールス など

地方都市の活性化と賑わいの創出(施策例)

- ・エリアマネジメントによる魅力向上
- ・都市型産業の振興
- ・観光まちづくり
- ・中心市街地の活性化 など

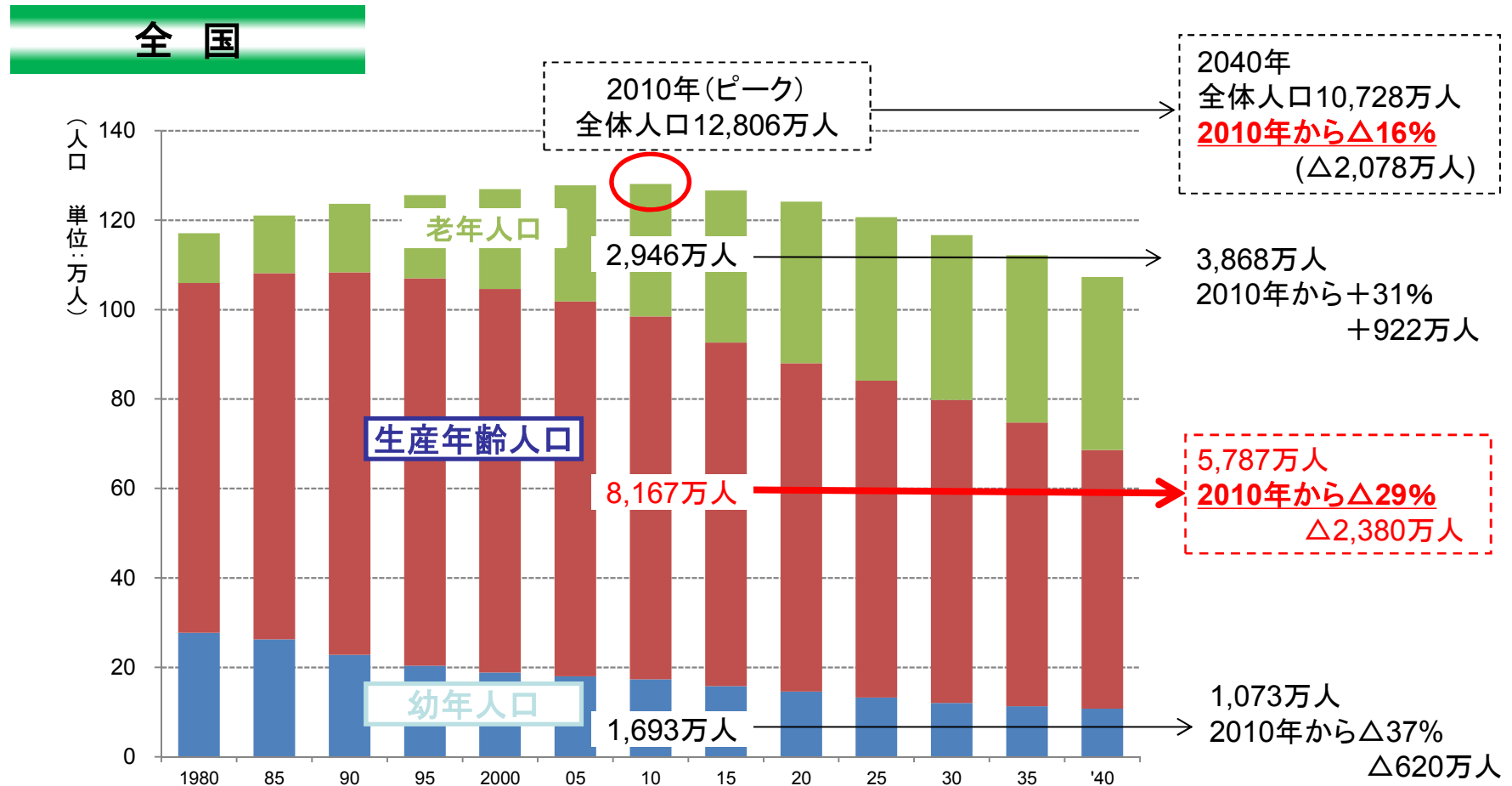
④環境・緑・景観その他

良好な都市環境の創出(施策例)

- ・住民と連携した緑地の保全、良好な景観づくり
- ・都市の省エネルギー対策の推進
- ・エコシティの海外展開 など

都市構造 ～居住人口(全国)～

○ 日本全体の人口は今後減少し、老年人口の増加と、生産年齢人口の急激な減少に直面。



出典: 国勢調査
国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月推計)

地方都市の現状と課題

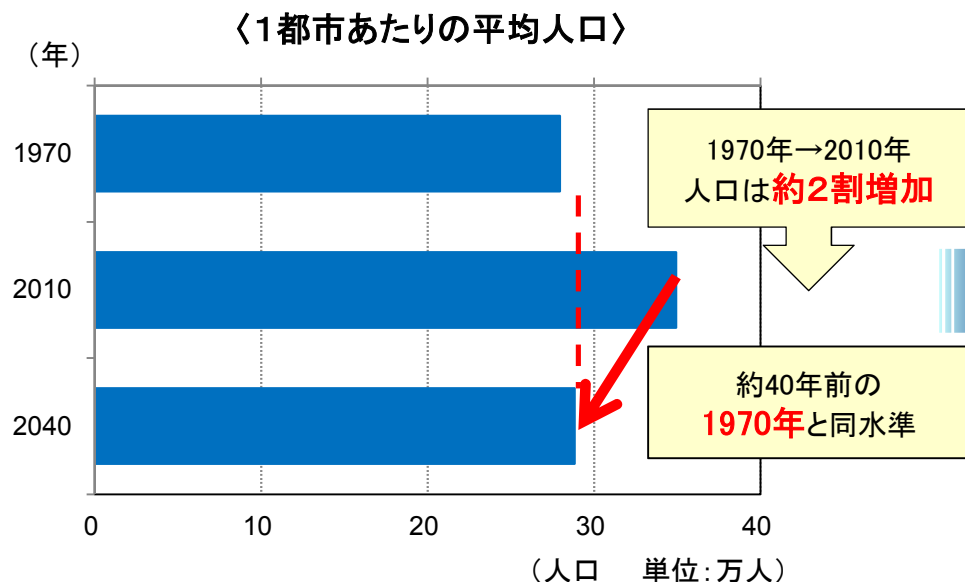
○多くの地方都市では、

- ・ 急速な人口減少と高齢化に直面し、地域の産業の停滞もあり活力が低下
- ・ 住宅や店舗等の郊外立地が進み、市街地が拡散し、低密度な市街地を形成
- ・ 厳しい財政状況下で、拡散した居住者の生活を支えるサービスの提供が将来困難になりかねない状況にある。

○こうした状況下で、今後も都市を持続可能なものとしていくためには、都市の部分的な問題への対症療法では間に合わず、都市全体の観点から居住や都市機能の立地の適正化を推進する必要。

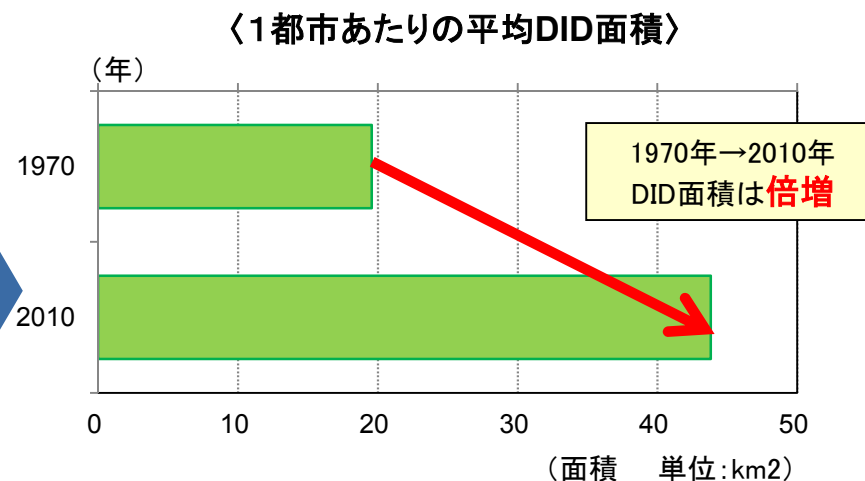
県庁所在地の人口の推移

(三大都市圏及び政令指定都市を除く)



県庁所在地のDID面積の推移

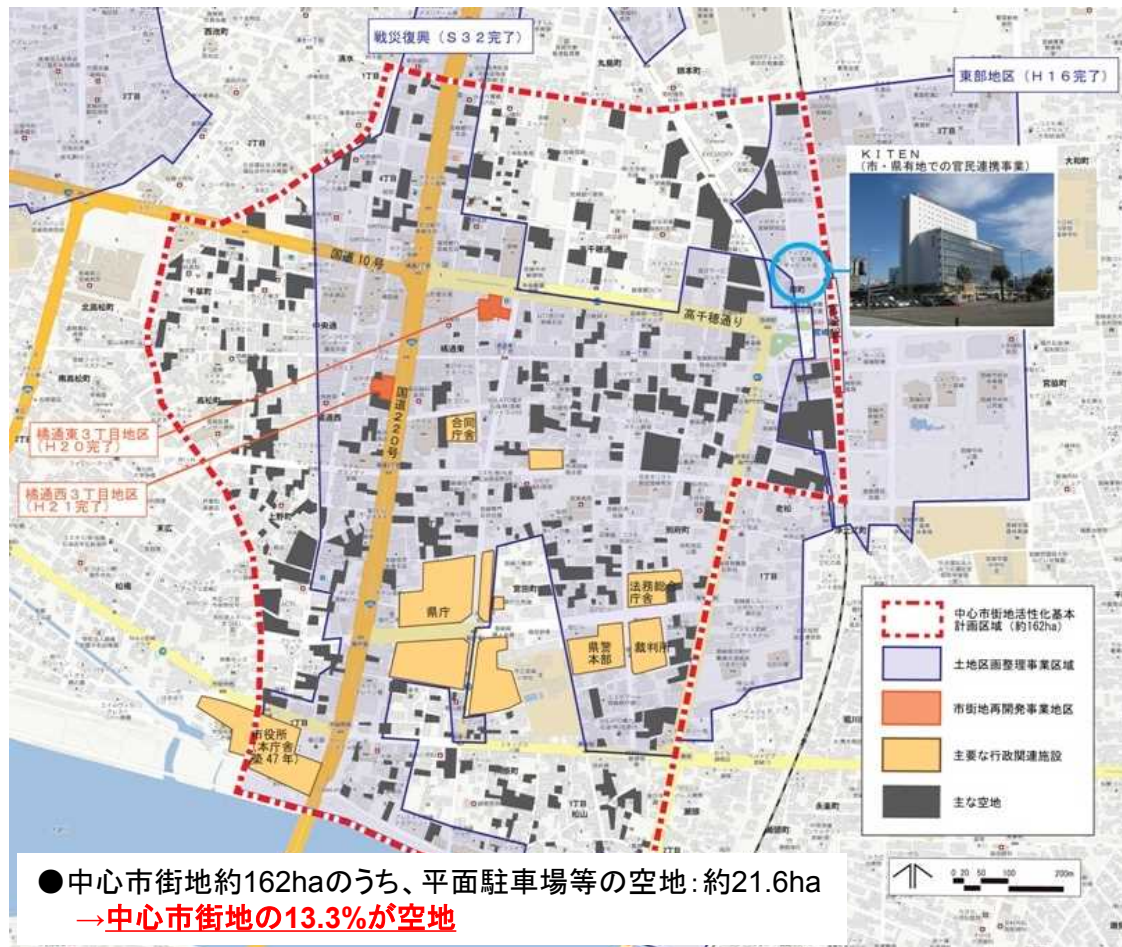
(三大都市圏及び政令指定都市を除く)



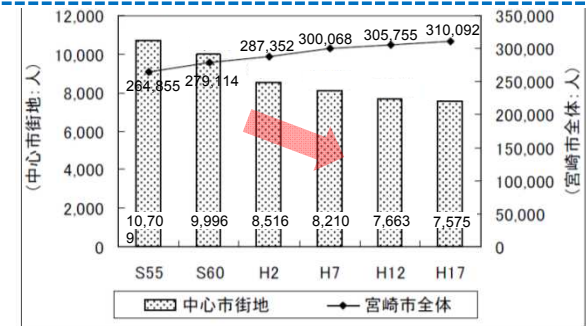
出典: 国勢調査
 国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月推計)

- 中心市街地の人口減少、商業の停滞等により駐車場・空き家等の低未利用地が増加。このまま放置しておけば居住とそれを支える都市機能が維持できなくなるおそれ。

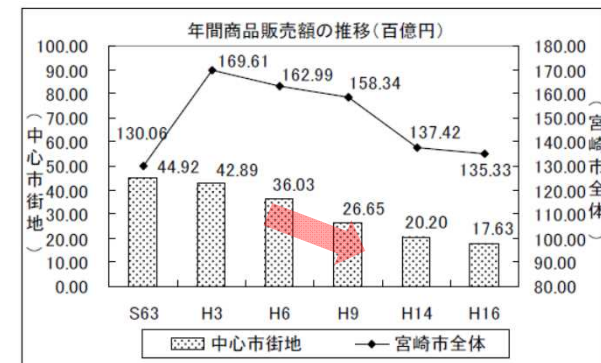
(宮崎市中心市街地の例)



- 宮崎市全体の人口が17%増加する中で、中心市街地の人口は、**29%減**(S55→H17)



- 年間商品販売額の中心市街地割合(中心/全体)は、**34.5%→13.0%に減少**(S63→H16)



実数(百億円)	S63	H3	H6	H9	H14	H16
中心市街地	44.92	42.89	36.03	26.65	20.20	17.63
宮崎市全体	130.06	169.61	162.99	158.34	137.42	135.33
中心/全体	34.5%	25.3%	22.1%	16.8%	14.7%	13.0%

大都市圏における高齢者数の増加等

- 三大都市圏の高齢者数は、2010年から2040年に向けて大幅な増加が見込まれ、異次元の高齢化が進展。
- 要支援・要介護の割合が高まる85歳以上については、350万人に近い大幅な増加。札幌広福でも85歳以上が約40万人増加。

東京圏とその他地域における高齢者人口の増加量と増加率(年齢階級別) 2010年→2040年

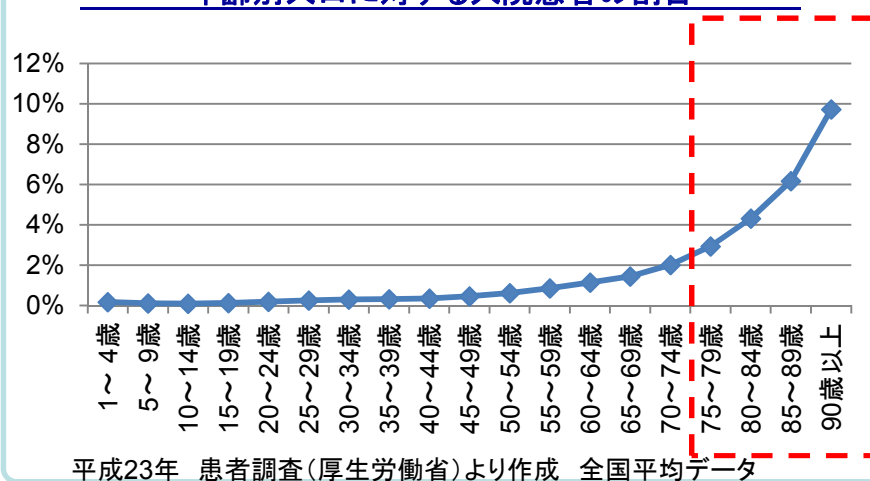
		増加数	増加率
東京圏	65歳～	約103万人	24.9%
	75歳～	約94万人	39.4%
	85歳～	約190万人	240.4%
名古屋圏	65歳～	約17万人	12.5%
	75歳～	約18万人	22.0%
	85歳～	約55万人	191.3%
大阪圏	65歳～	約12万人	5.3%
	75歳～	約25万人	17.9%
	85歳～	約101万人	207.6%
札幌広福	65歳～	約21万人	37.1%
	75歳～	約20万人	53.4%
	85歳～	約40万人	297.7%
その他	65歳～	約38万人	-
	75歳～	約8万人	-
	85歳～	約268万人	126.0%

※「東京圏」は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県。「名古屋圏」は愛知県、三重県、岐阜県、「大阪圏」は大阪府、京都府、兵庫県、奈良県。「札幌広福」は、札幌市、仙台市、広島市、福岡市。

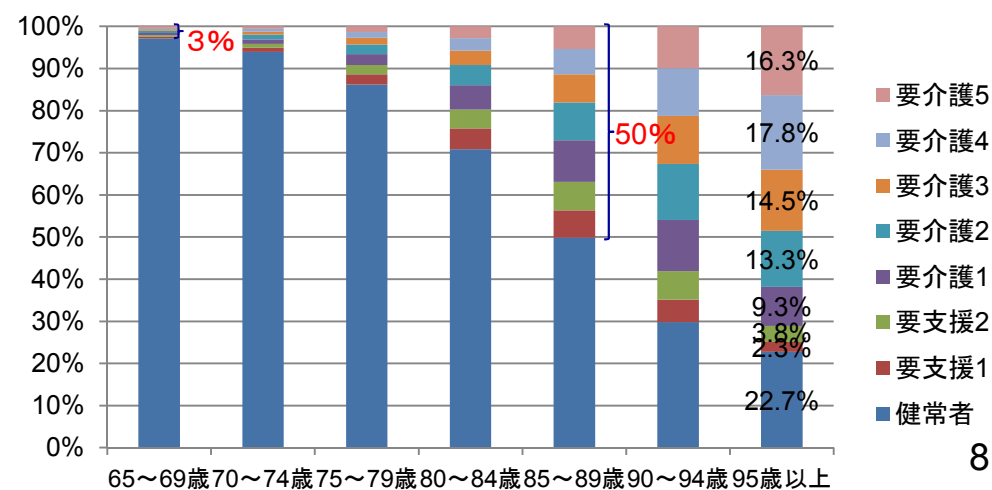
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

- 年齢別人口に対する入院患者の割合は、75歳以上で急激に増加。
- 年齢別人口に対する要支援・要介護認定者の割合は、65歳～69歳では3%程度であるが、85歳を超えると50%が要支援・要介護認定を受けている。

年齢別人口に対する入院患者の割合

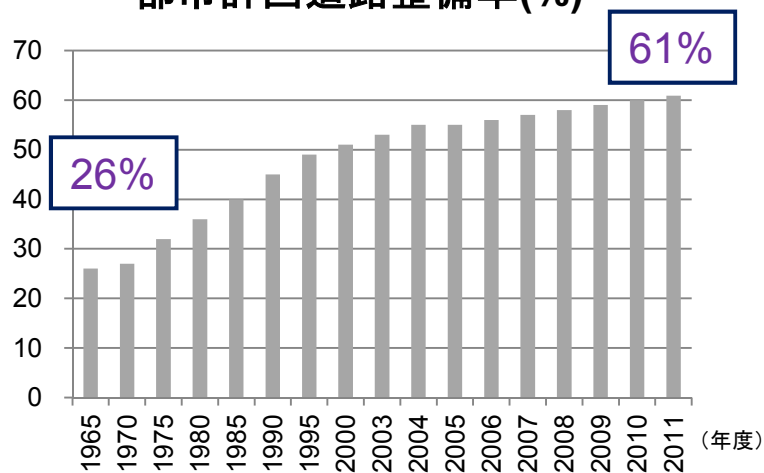


年齢別人口に対する健常者、要支援・要介護認定者の割合

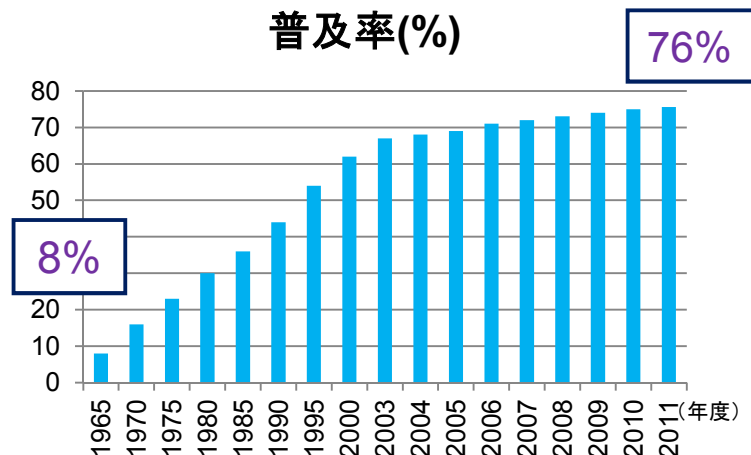


都市計画道路、都市公園、下水道等の都市の根幹をなす公共施設は、地方公共団体によりこれまで相当程度の整備が進められてきている。

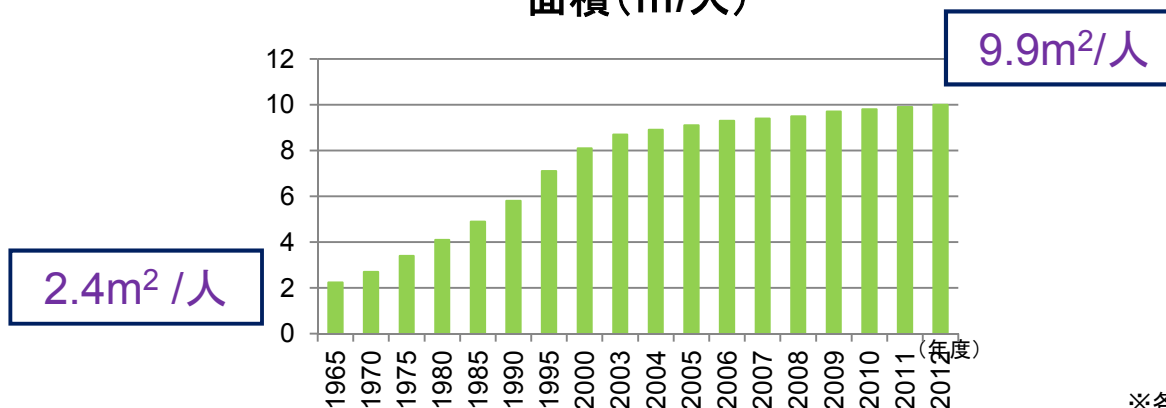
都市計画道路整備率(%)



下水道処理人口普及率(%)



一人当たり都市公園等面積(m²/人)



※各グラフの出典：国土交通白書

- 高度成長期以降に整備したインフラが一斉に老朽化し、維持管理・更新に係る対策費用の山が到来。
(例 高速道路各社の今後の更新計画だけでも約4兆円が必要)
- 既に老朽化に伴う損傷や通行規制等が全国で発生。今後、老朽化対策を怠ると、道路ネットワークの寸断等が多発し、国民生活に深刻な影響。加えて、多くのインフラを管理する地方自治体の予算・人材・技術が不足。
- このため、予防保全による長寿命化や、技術革新、地方公共団体への支援等により、戦略的な維持管理・更新等を進め、トータルコストの縮減・平準化を推進。
- これらの取組を全国に根付かせるため、各省に先駆けて「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定。

対策費用の山が到来

将来の維持管理・更新費の推計結果

H25年度	10年後	20年後
約3.6兆円	約4.3～5.1兆円	約4.6～5.5兆円

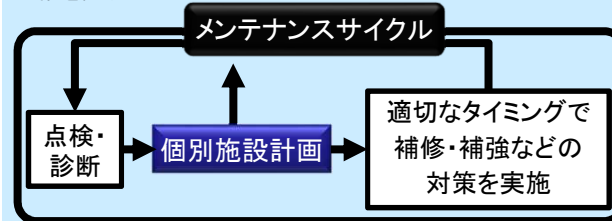
※: 国土交通省所管の10分野の国、地方公共団体等が管理する建設年度毎の施設数を調査し、過去の維持管理、更新実績等を踏まえて推計。

高速道路各社の更新計画(財源確保のための法改正を予定)

首都高速	阪神高速	NEXCO	本四高速
約6,300億円	約3,700億円	約30,200億円	約250億円

予防保全による長寿命化

- ・定期的な点検と診断を行い、その情報をデータベース化
- ・その情報を元に、損傷が軽微な早期段階で予防的な修繕を実施



技術革新

- ・技術革新により点検・診断を効率的に行うなど、トータルコストを縮減・平準化

【点検・診断技術の開発・導入】



堤防等を実測したレーザ点群
車両に搭載した高解像度カメラやレーザスキャナにより、堤防の変状、沈下等の恐れのある箇所を絞り込み

老朽化に伴う損傷や使用規制等



首都高1号羽田線の損傷状況



下水道管きょ施設に起因する陥没

橋梁(橋長2m以上)の通行規制等の状況
977橋(H20年)

2,104橋(H25年)



通行規制を実施している事例

地方公共団体への支援

- 財政的支援
 - ・ 防災・安全交付金等
- 技術的支援
 - ・ 地方公共団体に対する助言体制の強化
 - ・ 点検・診断・補修に係る技術的な指針等の策定
 - ・ 技術系職員への研修等
 - ・ 人材育成・研究機関等の技術的助言 等

研究機関等の技術的助言

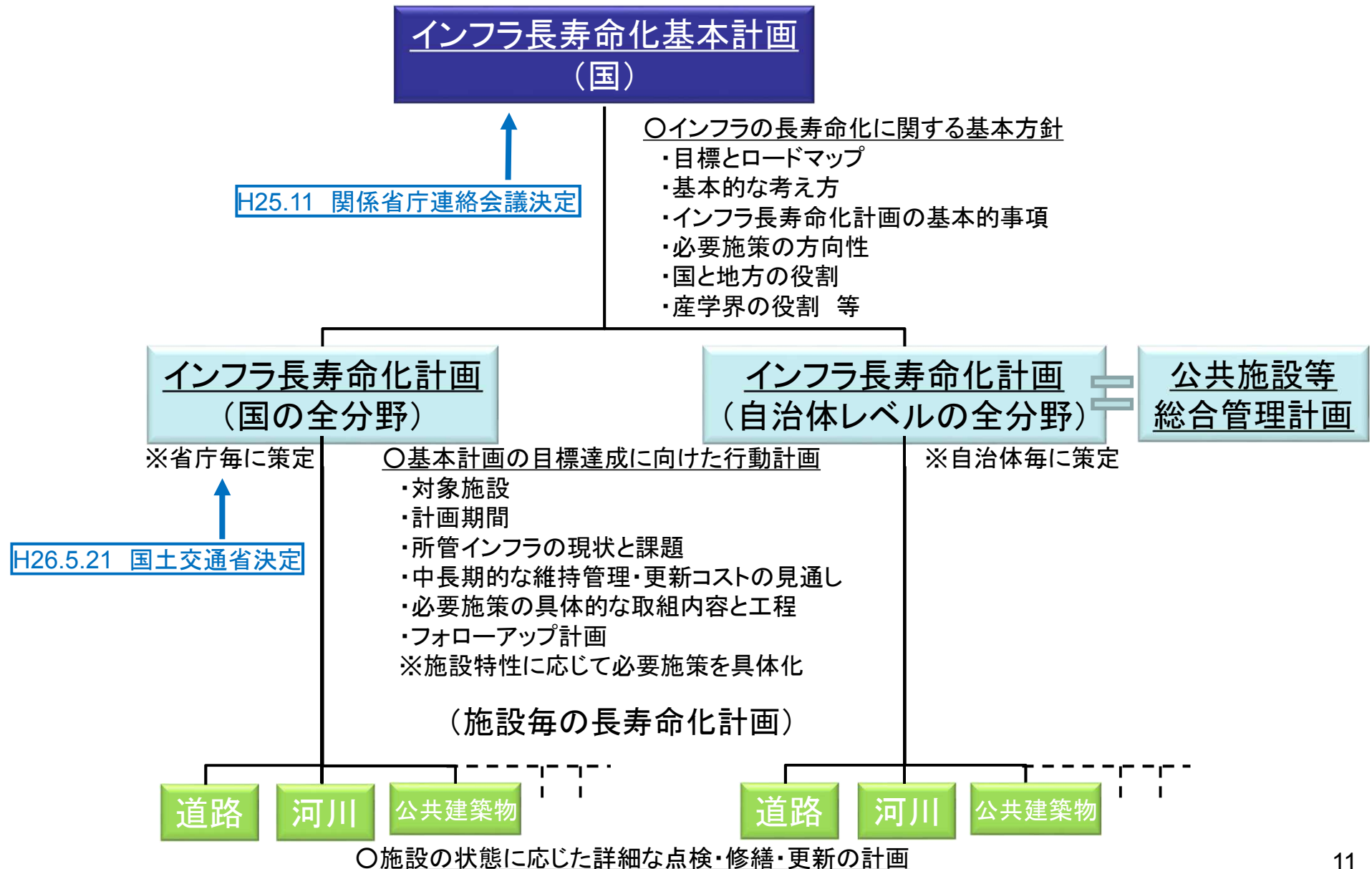


国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画) 〈H26.5.21決定〉

- メンテナンスエンジニアリングの構築に向けた道筋を提示した「メンテナンスの指針」
- メンテナンスサイクルを全国に根付かせ、メンテナンス元年の危機感と行動を未来へ継承

主要内容

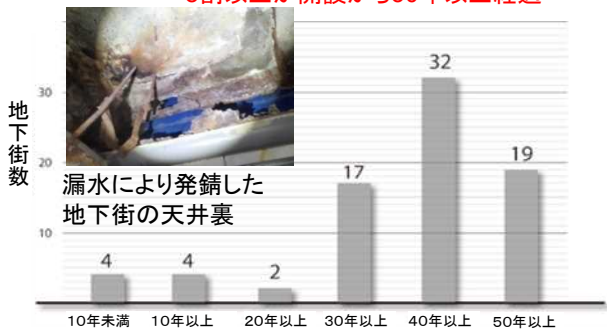
- ・ 新たな基準等の運用開始
- ・ 新たなデータベースの稼働
- ・ 集約化・撤去等
- ・ 資格制度の充実
- ・ 管理者間の相互連携
- ・ 技術者の活用体制の構築 等



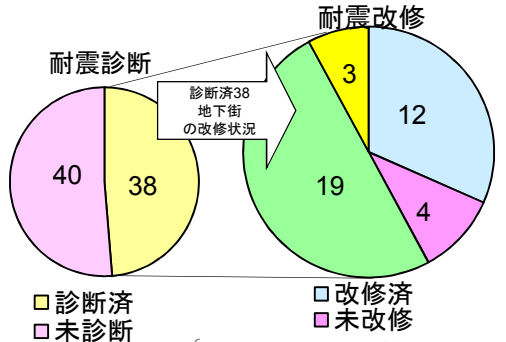
○ 民間事業者等が所有する、公物管理法が適用されない都市インフラ(地下街、通路、機械式立体駐車場等)について、施設の老朽化や、利用者事故の発生等が顕著になっている。

<地下街>

開設経過年別の地下街数
8割以上が開設から30年以上経過



耐震診断・耐震改修の実施状況

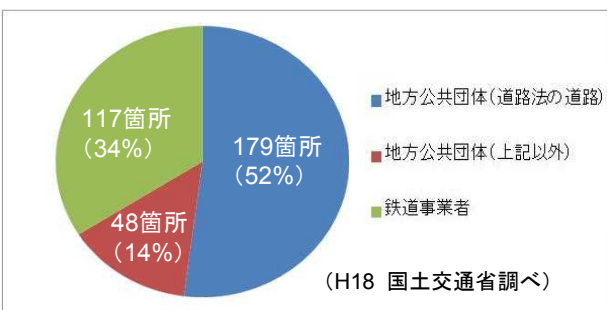


※一次診断：耐震計算、改修検討などは行っていない予備的な診断

H25.3 国土交通省都市局調べ

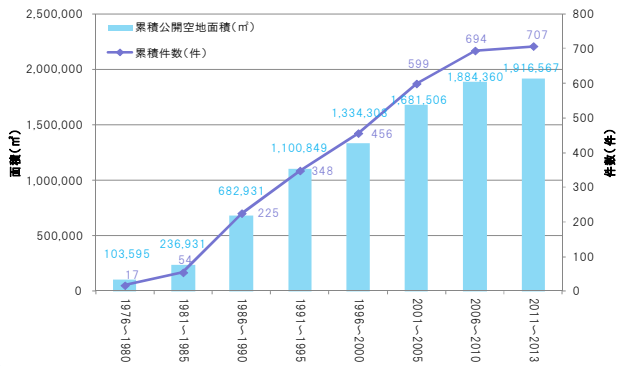
<自由通路、公開空地>

管理者別の自由通路数



東京都における総合設計制度で創出された公開空地

東京都では、総合設計制度で生み出された公開空地は約190万㎡存在し、東京ドーム41個分に相当



<機械式立体駐車場>

駐車場の使用形態分類

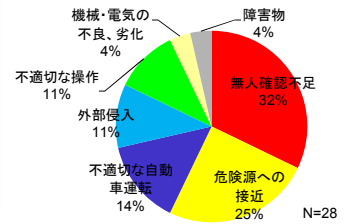
	不特定(駐車場)	特定(車庫)
大規模(500㎡以上)	一般公共用 (現行の駐車場法の適用対象)	マンション居住者用等
小規模(500㎡未満)	来客用等	自家用、社員用等

機械式立体駐車場の死亡・重傷事故の発生

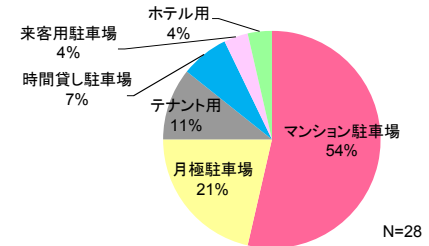
一般利用者等の死亡・重傷事故件数 死亡・重傷事故の発生状況と主な発生要因

年度	死亡・重傷事故件数
平成19年度	1(0)
平成20年度	5(1)
平成21年度	2(1)
平成22年度	5(1)
平成23年度	2(1)
平成24年度	8(4)
平成25年度	3(2)
平成26年度	2(1)
合計	28(11)

※ 括弧内は死亡事故件数



死亡・重傷事故の発生場所(駐車場用途別)



○ 施設の安全確保等を進めるため、ガイドラインの作成等により、民間事業者等による自主的な取組の推進を図っているが、法的強制力はなく、取組には一定の限界もある。

<地下街>

- 地下街の安全対策を進めるため、「地下街の安心避難対策ガイドライン」を策定し、地下街会社、地方公共団体に対して、安全対策の推進を要請。
- 地下街会社の取組に対する財政支援として、地下街防災対策推進事業を新たに創設。

「地下街の安心避難対策ガイドライン(平成26年4月)」の概要

地下街の防災・安全対策を進めるため、「地下街の安心避難対策ガイドライン」を策定

ガイドラインの位置づけ

地下街が有する交通施設としての都市機能を継続的に確保していくために必要な創設対策等地下施設の整備・更新にあたって必要な考え方を、技術的な助言として取りまとめ

ガイドラインの主体

地下街を所有・管理するもの

ガイドラインのポイント

- 非構造部材の落下対策として、非構造部材の点検要領を策定
- 様々な状況を想定した避難対策として、避難シミュレーションを活用した避難経路の検証方法や対応方策の検討方法を提示

地下街防災対策推進事業(補助金による支援)

地下街管理者による防災対策に必要な取組(ハード・ソフト)を支援

<計画策定>

- 安全点検調査
- 施設改修計画の作成
- 関係者の合意形成 等



計画に基づく対策

<防災対策の取組>

避難路の拡幅



天井板等の補強



備蓄倉庫の整備



災害時の情報提供を行うデジタルサイネージ



非常用発電設備の機能補強



通路幅を拡幅

<機械式立体駐車場>

- 機械式立体駐車場の安全対策検討委員会(座長: 向殿政男 明治大学名誉教授)の検討成果を踏まえ、平成26年3月、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」を公表し、消費者庁と連携して、関係団体に対して安全対策の強化及び適正利用の推進を要請。
- その後、消費者安全調査委員会において事故調査報告書がとりまとめられたことなどを踏まえ、同年10月、ガイドラインの改定(「5. 関係主体間の連携・協働による取組」の追加)を行い、関係団体に対して既設の装置に関する安全対策及び適正利用の一層の推進を要請。

「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」
(平成26年3月公表・平成26年10月改定)

1. 製造者の取組

- 装置内への立入防止のための閉鎖性確保(ゲート、柵の設置等)
- 装置の稼働状況に対する視認性確保(操作盤の位置、モニター等)
- 安全性に配慮した操作方法(安全確認ボタン、緊急停止ボタン等)
- 人の転倒、転落等を防止するための開口部、障害物等の除去
- 装置のインターロック機能の確保、安全センサーの設置
- 非常時を想定した構造・設備の確保(退避場所、非常口等)
- 残留リスク及び適正な使用方法に関する説明、注意喚起等

2. 設置者の取組

- 1. の要件を満たす装置の使用
- 設置場所、気象条件、使用条件等を考慮した装置選択
- 装置内への立入防止のための閉鎖性確保(ゲート、柵の設置等)
- 入出庫時の不要な人の立入抑止(子供の待機場所、荷物の積み下ろし場所等の確保)
- 装置内の視認性確保(照明設備の設置等)
- 残留リスク及び適正な使用方法に関する説明、注意喚起等

3. 管理者の取組

- 利用者に対する操作方法、注意事項等に関する書面説明の徹底
- 装置の安全確保のための維持保全、専門技術者による定期的な点検の実施
- 事故等発生時の対応
- 管理責任者の選任・明示及び実施方法等に関する文書作成・閲覧
- 委託契約等における実施主体・方法等の明示

4. 利用者の取組

- 装置の危険性を再認識した上での利用
- 他人の鍵、ボタン押し補助器具等の使用禁止
- 装置内の無人確認の徹底
- 運転者以外の乗降室外での乗降、やむを得ず同乗者が立ち入る場合の退出確認の徹底

5. 関係主体間の連携・協働による取組

- 既設装置について、製造者、保守点検事業者、設置者、管理者、利用者の関係主体は協議の場を設け、連携・協働して安全対策に取り組むこと
- 製造者、保守点検事業者は、協議の場において、装置のリスク、安全な利用方法等について説明を行うこと。これを踏まえ、設置者、管理者は、利用者に対する説明の徹底を図るとともに、製造者、保守点検事業者の参画の下、利用者への教育訓練を実施すること
- 利用者は、教育訓練への参加等により装置のリスクを十分認識した上で、適正な利用を心がけること

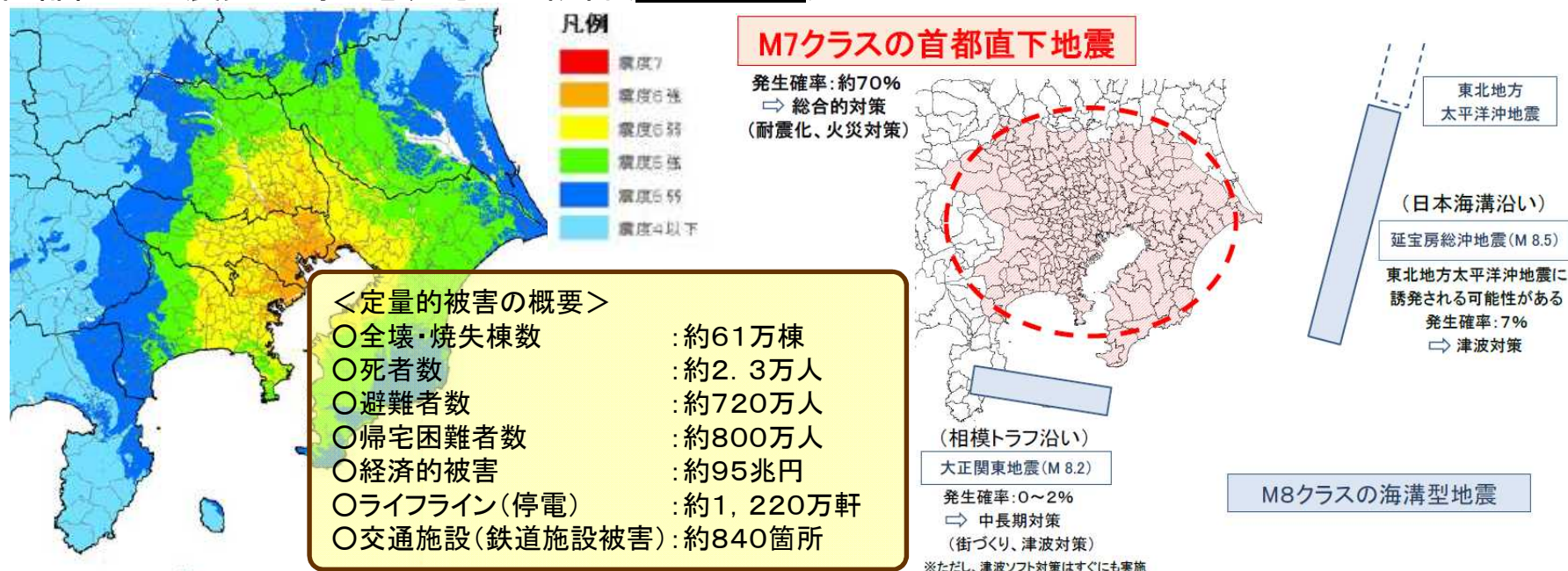
首都直下地震の切迫性

首都直下地震発生の切迫性

■首都直下地震の被害想定

- ▶ 首都直下地震は今後30年間で70%の確率で発生
- ▶ 日本海溝沿い、相模トラフ沿いで想定される海溝型地震（M8クラス）は当面の発生確率が低いことから、主として首都直下型（M7クラス）発生時の被害を想定

首都直下地震発生時に想定される被害(最大クラス)



(出典: 内閣府ホームページ等)

取組の現状

- 平成25年11月に首都直下地震対策特別措置法が成立
- 平成26年3月に同法に基づく首都直下地震緊急対策推進基本計画(閣議決定)を策定
- 平成26年4月に国土交通省首都直下地震対策計画を策定

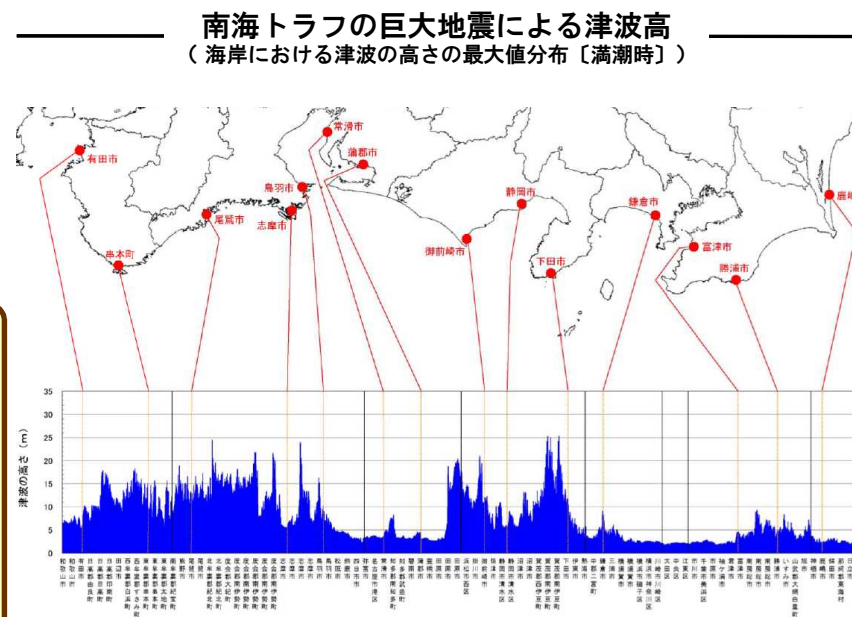
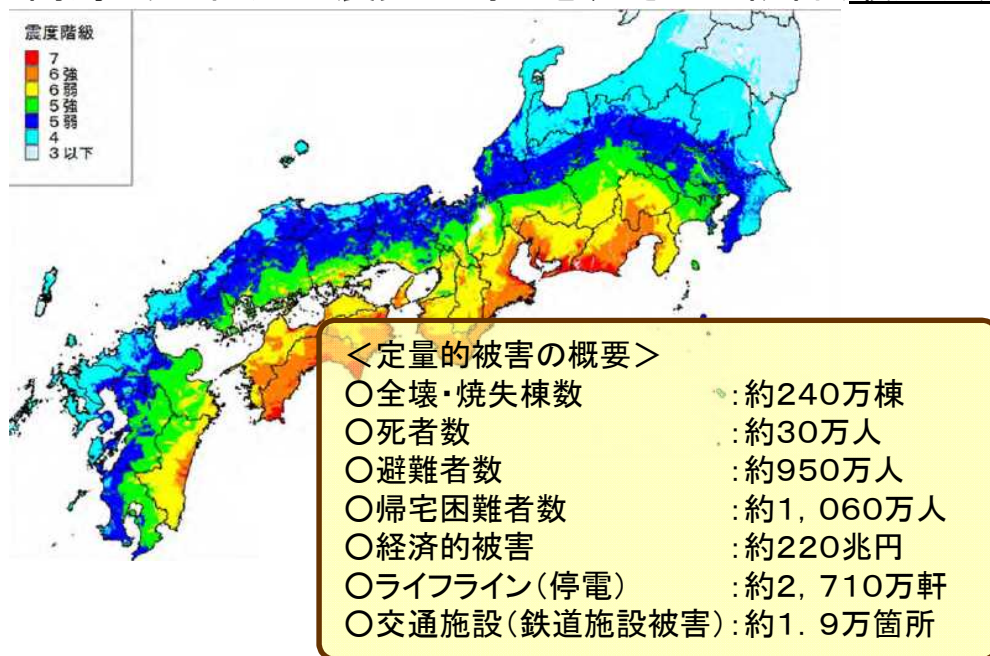
南海トラフ巨大地震の切迫性

南海トラフ巨大地震発生時の切迫性

■南海トラフ巨大地震の被害想定

- ▶ 南海トラフ巨大地震は今後30年間で60～70%の確率で発生
- ▶ 東海から九州までの太平洋側の広範囲で震度6以上の強い揺れの可能性があり、沿岸市町村の多くにおいて発災後短時間で大津波が来襲

南海トラフ巨大地震発生時に想定される被害(最大クラス)



取組の現状

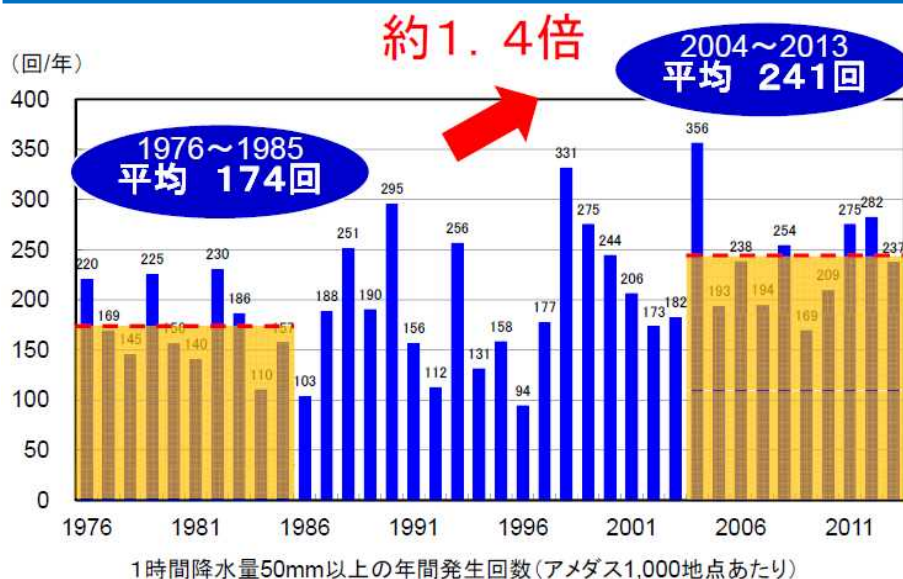
- 平成25年11月に南海トラフ地震対策特別措置法が成立
- 平成26年3月に同法に基づく南海トラフ地震防災対策推進基本計画(中央防災会議決定)を策定
- 平成26年4月に国土交通省南海トラフ巨大地震対策計画を策定

激甚化する自然災害への対応

頻発化・激甚化する風水害

■局地化・集中化・激甚化する降雨

- ▶ 時間雨量50mmを超える雨が頻発するなど、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化し、従来の想定を超える被害が発生



■広島豪雨による土砂災害の例

- ▶ 発生日：平成26年8月20日
- ▶ 場所：広島市安佐南区、安佐北区
- ▶ 土石流107件、崖崩れ59件
- ▶ 死者74名
- ▶ 家屋全壊133戸 等

(出典：平成26年8月豪雨による広島県で発生した土砂災害への対応状況/国土交通省/平成26年10月31日)



(出典：国土地理院、消防庁ホームページ)

取組の現状

- 平成26年11月に改正土砂災害防止法が成立(都道府県による基礎調査結果の公表義務づけなど)
- 平成27年1月に「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」において、局地化・集中化・激甚化する降雨等に対する今後の検討の方向性についてとりまとめ、公表

避難者・帰宅困難者の安全確保

- 東日本大震災では約515万人の帰宅困難者が発生するとともに、首都直下地震や南海トラフ巨大地震でも大量の避難者や帰宅困難者の発生が想定される。
- 主要駅周辺や地下街等において、円滑な避難環境の確保など発災時を想定した対策を進めることが必要。

大規模地震時の帰宅困難者の想定

○首都直下地震の被害想定

約800万人

出典：首都直下地震の被害想定と対策について(平成25年12月 中央防災会議首都直下地震対策検討WG)

○南海トラフ巨大地震の被害想定

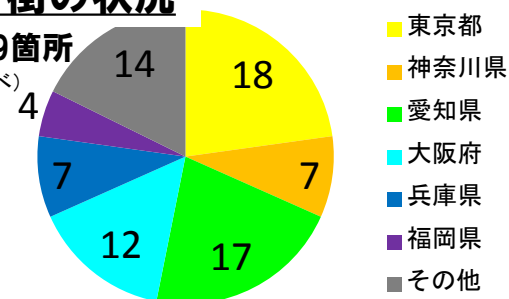
約1,060万人

出典：南海トラフ巨大地震の被害想定について(平成24年8月 中央防災会議南海トラフ巨大地震対策検討WG)

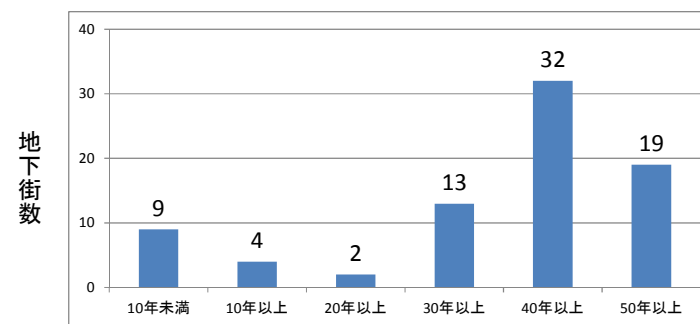


全国における地下街の状況

都道府県別地下街数:79箇所
(H26.4 国土交通省都市局調べ)



地下街の開設経過年数



関連計画における記載内容(例)

- 国、地方公共団体及び施設管理者は、高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の不特定多数の者が利用する施設では、施設被害に伴う死傷者が発生しないよう、施設・設備の耐震化、火災対策、浸水対策及び落下物防止対策を促進するとともに、地方公共団体、関係事業者は、適時・的確な情報提供や避難誘導等の体制整備を行う。
- 都市部等における大量の帰宅困難者の発生に対応するため、民間事業者等と協力して、共助の観点から、行政関連施設のほか民間施設を主体とした一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供、徒歩帰宅者等の円滑な帰宅への支援等の帰宅困難者対策を推進する。

主要駅周辺等の帰宅困難者対策

都市安全確保促進事業による支援

東日本大震災において、首都圏で約515万人に及ぶ帰宅困難者が発生し大きな混乱が生じたこと等を踏まえ、都市機能が集積した地域における大規模な震災の発生が社会経済に与える影響に鑑み、都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続を図るため、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策への支援を実施。 【平成24年度創設】

計画作成及び計画に基づくソフト・ハード両面の取組に対して国が支援

都市再生緊急整備地域内+主要駅周辺

※平成27年度に下線部分の制度拡充を実施。

■都市再生安全確保計画等の策定状況

(平成27年3月末時点、国土交通省都市局調べ)
 <都市再生安全確保計画>

策定済

- 大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域(大阪駅周辺地区) (平成25年4月19日)
- 京都駅周辺地域 (平成25年12月19日)
- 名古屋駅周辺地域 (平成26年2月13日)
- 川崎駅周辺地域 (平成26年3月17日)
- 横浜都心・臨海地域 (平成26年3月24日)
- 札幌駅都心地域 (平成26年3月25日)
- 新宿駅周辺地域 (平成26年3月27日)
- 大阪コスモスクエア駅周辺地域(平成26年8月6日)
- 辻堂駅周辺地域 (平成27年3月18日)
- 東京都心・臨海地域(大丸有地区) (平成27年3月26日)
- 大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域 (平成27年3月27日)

作成中

- 東京都心・臨海地域(浜松町地区)
- 渋谷駅周辺地域
- 本厚木駅周辺地域
- 福岡都心地域
- 大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域(中之島地区)

<エリア防災計画>

策定済

- 立川駅周辺地域 (平成25年8月6日)
- 北千住駅周辺地域 (平成25年12月18日)
- 藤沢駅周辺地域 (平成26年1月21日)
- 吉祥寺駅周辺地域 (平成26年3月24日)
- 綾瀬駅周辺地域 (平成27年3月4日)
- 池袋駅周辺地域 (平成27年3月27日)

作成中

- 大井町駅周辺地域
- 中野駅周辺地域

※都市再生安全確保計画：都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会により作成される大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他の施設の整備に関する計画

※エリア防災計画：1日あたりの乗降客数が30万人以上の主要駅周辺において、帰宅困難者対策協議会により作成される都市再生安全確保計画に準じた計画

都市再生緊急整備協議会・帰宅困難者対策協議会

【構成員】

- ・国、都道府県、市町村
- ・大規模ビル等所有者
- ・鉄道事業者 等



<都市再生安全確保計画・エリア防災計画の作成>

- ・退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備及び管理
- ・災害時に実施する事務（退避誘導、情報収集・提供、備蓄物資提供等）の内容
- ・平常時に実施する訓練の内容 等

○協議会開催

○計画作成

- ・専門家の派遣
- ・勉強会、意識啓発活動
- ・官民・民協定の締結に係るコーディネート 等

補助率：1/2

- ・補助対象地域のうち【特に緊急性が高い地域（1日あたりの乗降客数が30万人以上の主要駅周辺の地域）】については、計画に定量的な目標値及び目標期限を記載するものに限り、補助率を2/3に嵩上げ（平成30年度末まで）等。

計画に基づく
ソフト・ハード両面の対策

補助率：1/2

<ソフト対策>

- 避難訓練、情報伝達ルール、備蓄ルールの確立 等



<ハード対策>

補助率：1/3

- 備蓄倉庫、情報伝達施設、非常用発電設備の整備 等

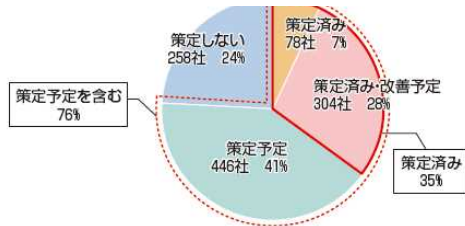


災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化

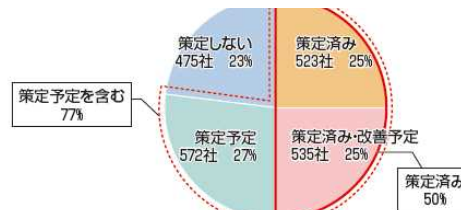
・日本の国際競争力を支える都心部の業務拠点地区について、エネルギーの自立化・多重化など脆弱性の解消が課題。

○東日本大震災後、BCPを策定した企業が大幅に増加しており、企業の災害対応意識が高まっている。

【2011年4月のBCP策定状況】

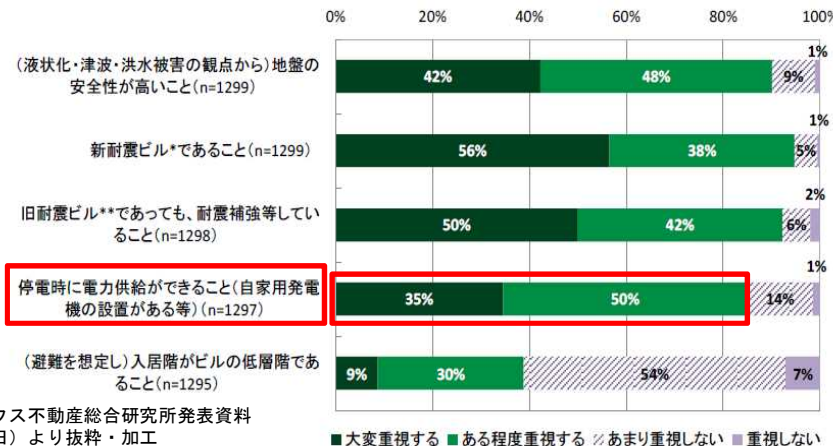


【2012年11月のBCP策定状況】



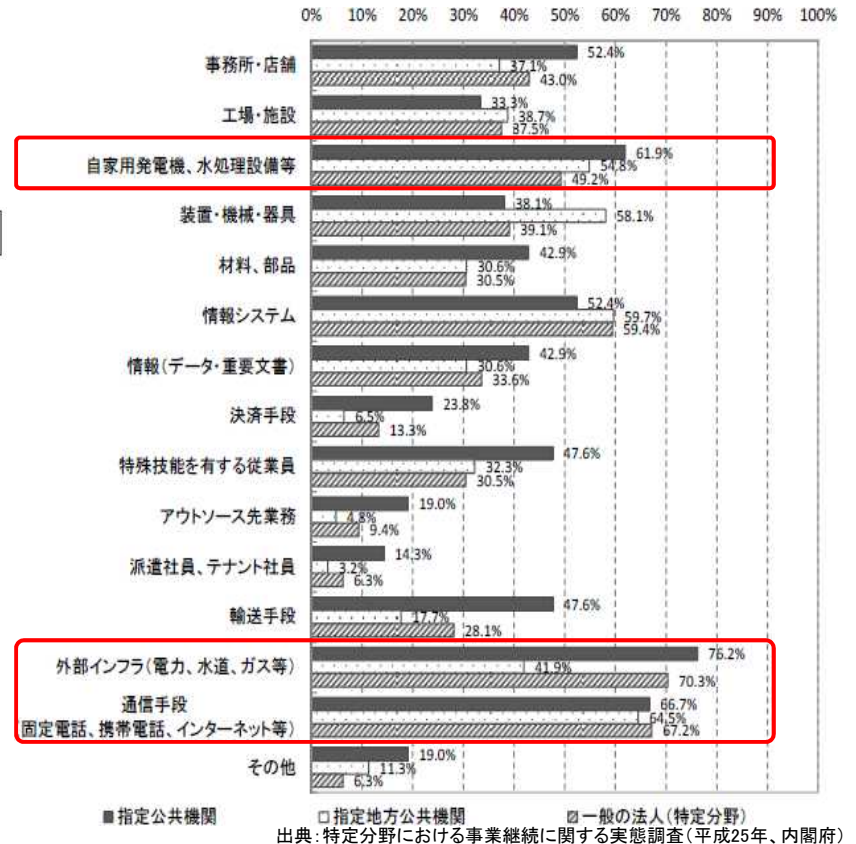
2013年1月10日 森ビル株式会社発表資料より抜粋

○オフィスビルを選定する際に重視するビルの機能として、8割超の企業が「停電時に電力供給ができること」を重視。



出典：ザイマックス不動産総合研究所発表資料 (2013年10月11日) より抜粋・加工

○災害時の業務継続にあたって、電力等のインフラがボトルネックになっている。



出典：特定分野における事業継続に関する実態調査(平成25年、内閣府)

関連計画における記載内容(例)

○業務・商業地域における地区としての業務継続の取組、大都市の主要駅周辺等における帰宅困難者・避難者等の安全を確保するための取組について官民が連携して推進する。

○コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー、水素エネルギー等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する

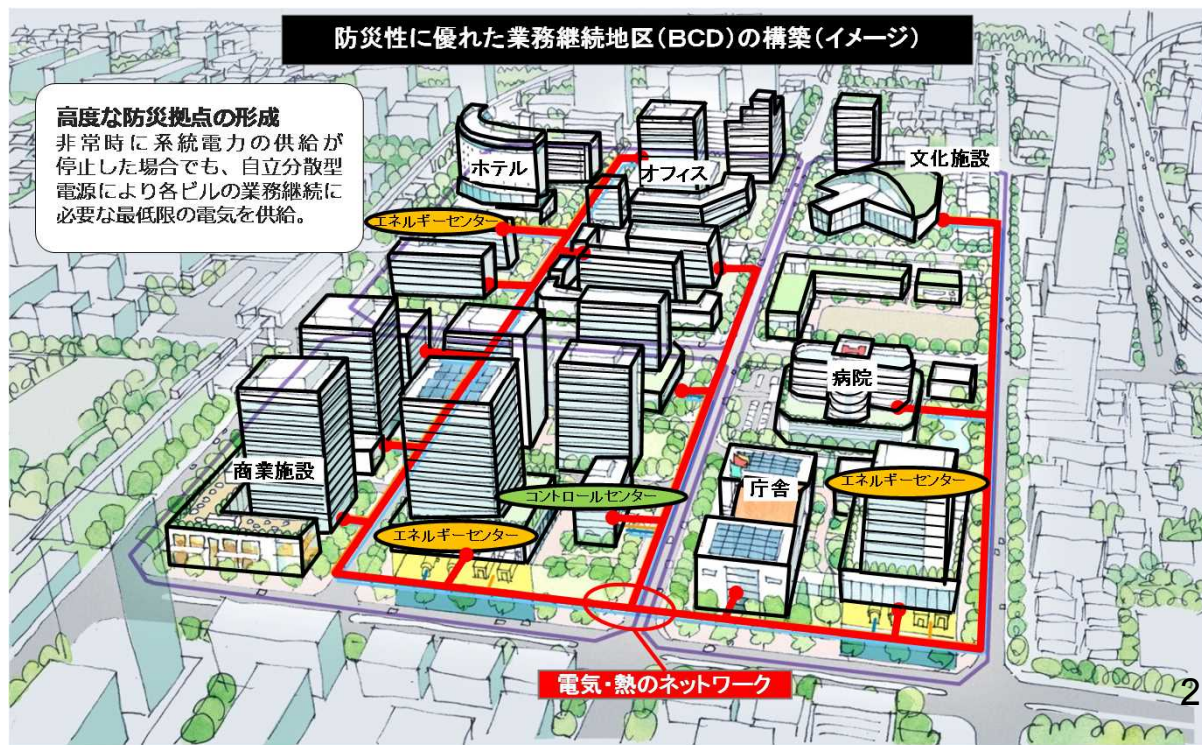
災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化

都市機能が集積する拠点地区の災害時の業務継続に必要なエネルギーを確保するには、都市開発の機会を捉え、エネルギーの自立化・多重化に資するエネルギーの面的ネットワークの形成が有効。そのため、面的ネットワークのインフラ整備へのインセンティブの付与等により、ネットワーク形成を推進する。

災害時業務継続地区整備緊急促進事業の創設（平成27年度）

都市機能が集積しエネルギーを高密度で消費する拠点地区であって、災害対応の拠点となる地区において、エネルギーの自立化・多重化に資するエネルギー面的ネットワークにより、災害時の業務継続に必要なエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区(BCD: Business Continuity District)の構築を支援することにより、我が国都市の国際競争力の強化等を図る。

業務継続地区を構築するための計画策定、コーディネート、施設整備（エネルギー供給施設、ネットワーク、マネジメントシステム及び関連施設の整備等）を支援。



地震時等に著しく危険な密集市街地が依然として存在しており、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模な地震災害等に備え、密集市街地の改善整備を促進する必要がある。

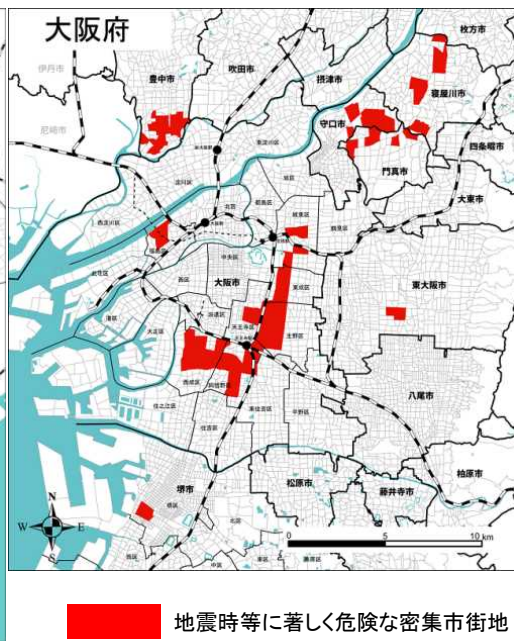
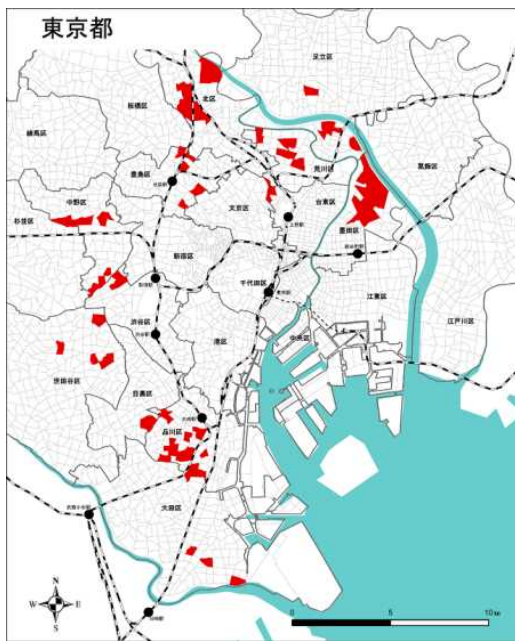
○「地震時等に著しく危険な密集市街地」は、全国で197地区・5,745ha存在

- ・延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時等において最低限の安全性を確保することが困難である、著しく危険な密集市街地を、全国の市区町村による調査をもとに把握(平成24年3月時点)。

※ 最低限の安全性確保のための当面の目標として、地震時等において同時多発火災が発生したとしても際限なく延焼せず、避難が困難とならないこととし、「延焼危険性」「避難困難性」の指標を併せ考慮するとともに、個々の地域の特性を踏まえて各地方公共団体が「地震時等に著しく危険な密集市街地」としての位置づけの要否を判断したものの。

【東京都】 1,683ha

【大阪府】 2,248ha



■ 地震時等に著しく危険な密集市街地

密集市街地の整備イメージ

道路等による「防災環境軸」の形成

整備の目的:
・市街地大火の延焼防止
・広域避難の確保(最終避難地までの避難路の確保)

道路等の整備と、沿道建築物の不燃化

広域的避難場所の整備

街区内部の整備

整備の目的:
・街区レベルの延焼防止による市街地大火への拡大の防止
・一時避難路の確保

共同建替による不燃化

老朽建物の除却、空地の整備、避難路の確保、沿道の耐震化

地下街の防災・老朽化対策

地下街については、大規模地震発生時に、利用者等が混乱状態となることが懸念され、天井等の老朽化も進んでいること等から、ハード・ソフトからなる地下街の防災・老朽化対策を推進する。

- 「地下街安心避難対策ガイドライン」を基に、地下街管理者に対して、地下街の安全点検や、「地下街防災推進計画」の策定を支援するとともに、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援。

地下街の費用負担は1/3

「地下街の安心避難対策ガイドライン」
(地震時における地下街の防災対策を検討するための技術的な助言)

地下街管理者による防災対策に必要な取組（ハード・ソフト）を支援

<計画策定>

- 安全点検調査
- 施設改修計画の作成
- 関係者の合意形成 等



計画に基づく対策

<防災対策の取組>

避難路の拡幅



通路幅を拡幅

天井板等の補強



備蓄倉庫の整備



災害時の情報提供を行うデジタルサイネージ



非常用発電設備の機能補強



平成27年度に制度拡充
ターミナル駅等地下街が連担している地域における、複数の地下街や関連する地下通路管理者、地方公共団体等で構成される協議会を補助事業者に追加

平成26年度に創設

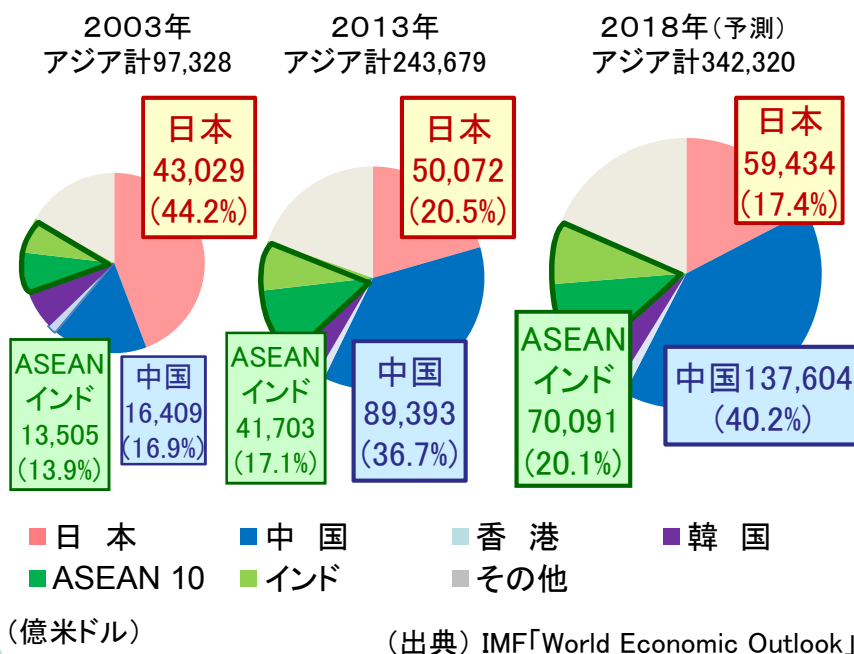
周辺のビルや鉄道駅等との連携した取組の推進

アジアにおけるGDP推移

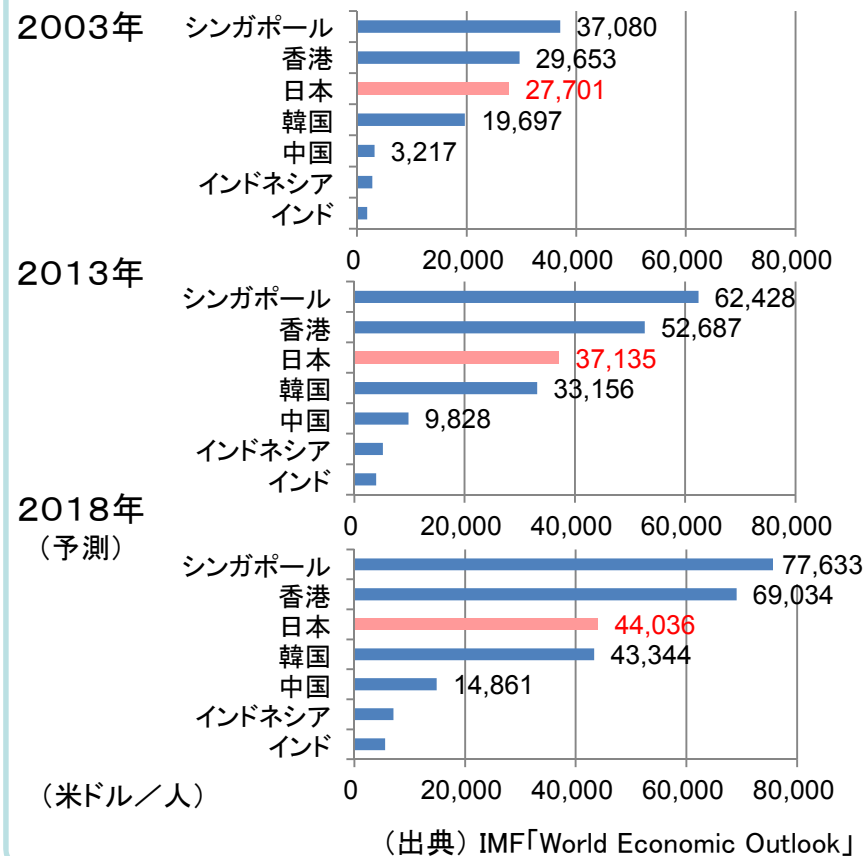
- 日本のGDPは、10年前(2003年)の時点ではアジアで圧倒的であったが、現在は中国に抜かれており、IMFの予測によれば、5年後(2018年)には中国の半分以下となる見込。
- 1人当たりGDPは、引き続きアジア上位だが、シンガポール・香港との差は拡大し、韓国に追いつかれると予測されている。

アジア市場における日本のプレゼンス

- アジア諸国の急速な成長に伴って、日本のプレゼンスは低下。
- 2013年時点で、日本の国別GDPは中国に後れを取っている。

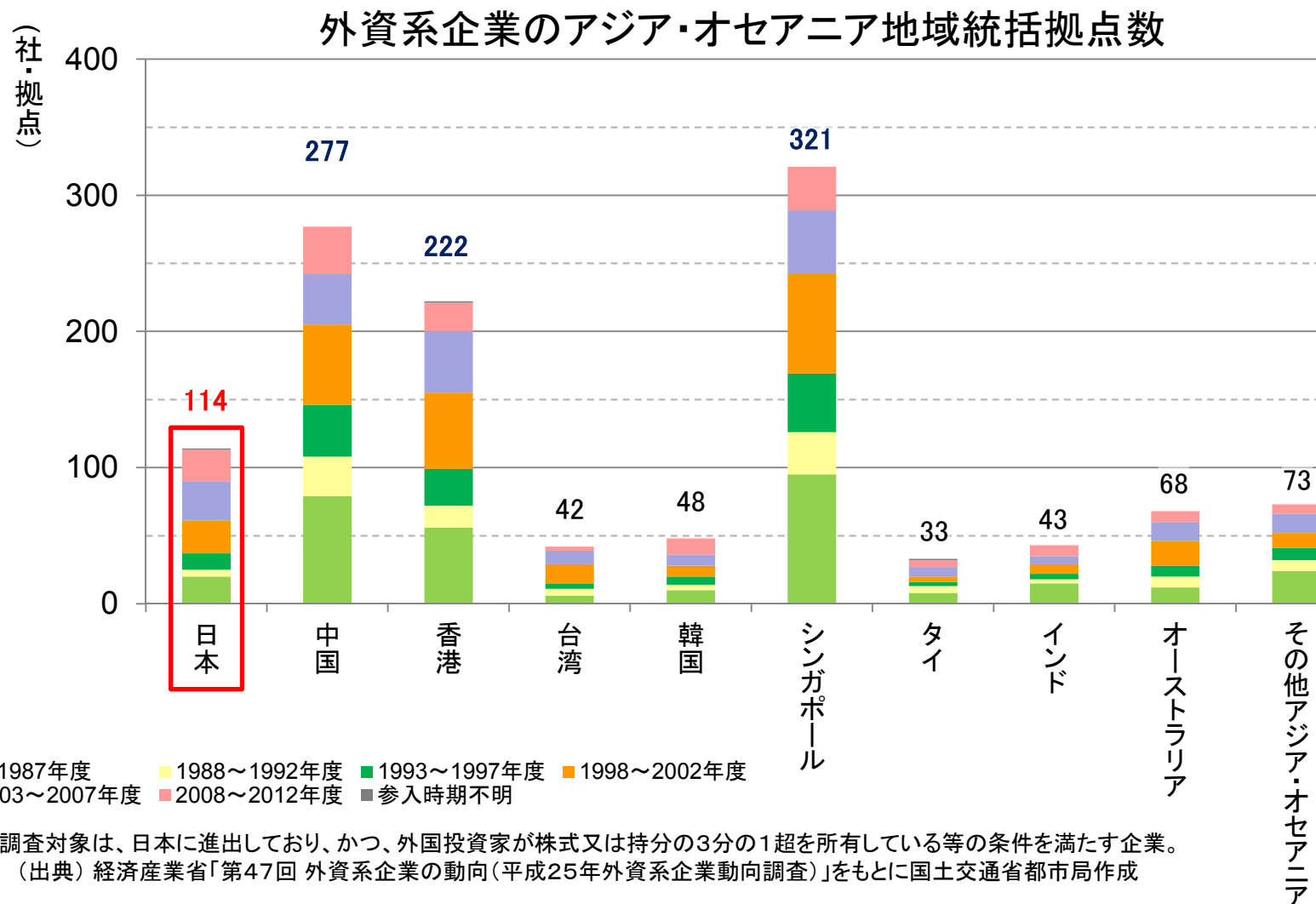


アジア諸国の1人当たりGDP・購買力平価



外資系企業のアジア・オセアニア地域統括拠点数

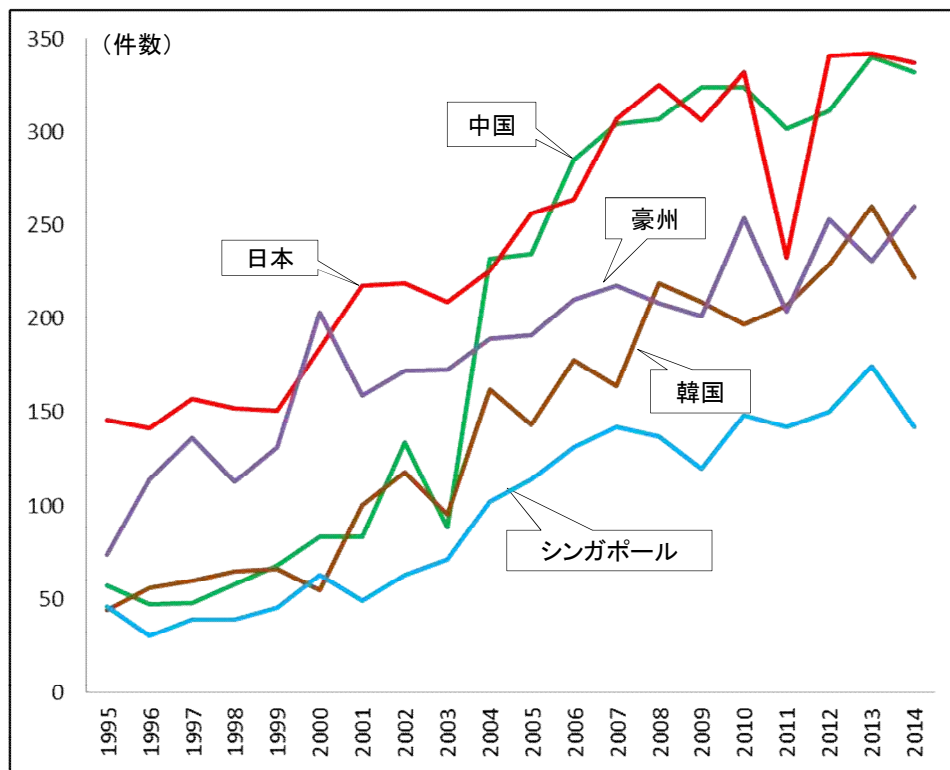
○ 外資系企業の地域統括拠点数では、シンガポールや香港などのアジアの都市に後れをとっている。



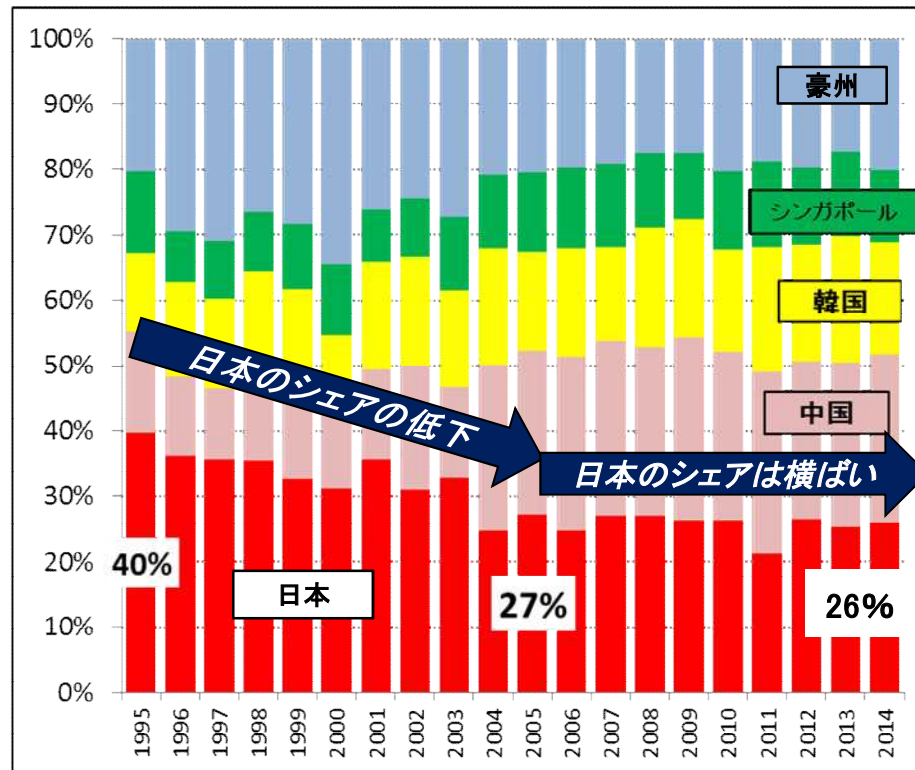
国際会議開催トレンド

- アジア太平洋地域を国別に見ると、我が国を含む主要5ヶ国（日本、中国、韓国、シンガポール、豪州）は年々開催件数を伸ばしている。
- 主要5ヶ国の開催件数に占める我が国のシェアは、1995年の40%から低下を続け、2005年は27%に落ち込んだ後、横ばいが続いている。

アジア・大洋州における主要国の国際会議開催件数
(1995～2014)



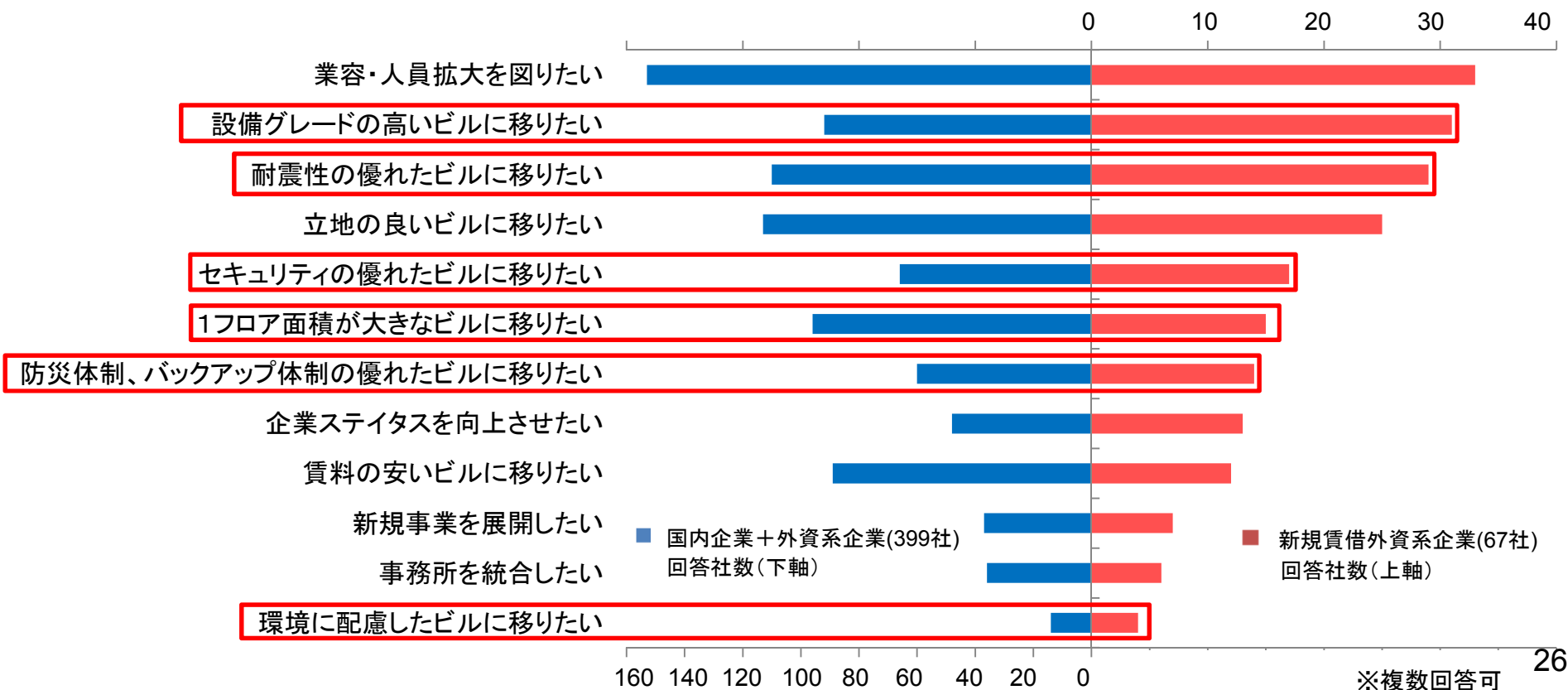
アジア・大洋州の主要国の国際会議開催件数に対する日本のシェア推移 (1995～2014)



出所)ICCA(国際会議協会)統計より観光庁作成

東京のオフィスに対するニーズ

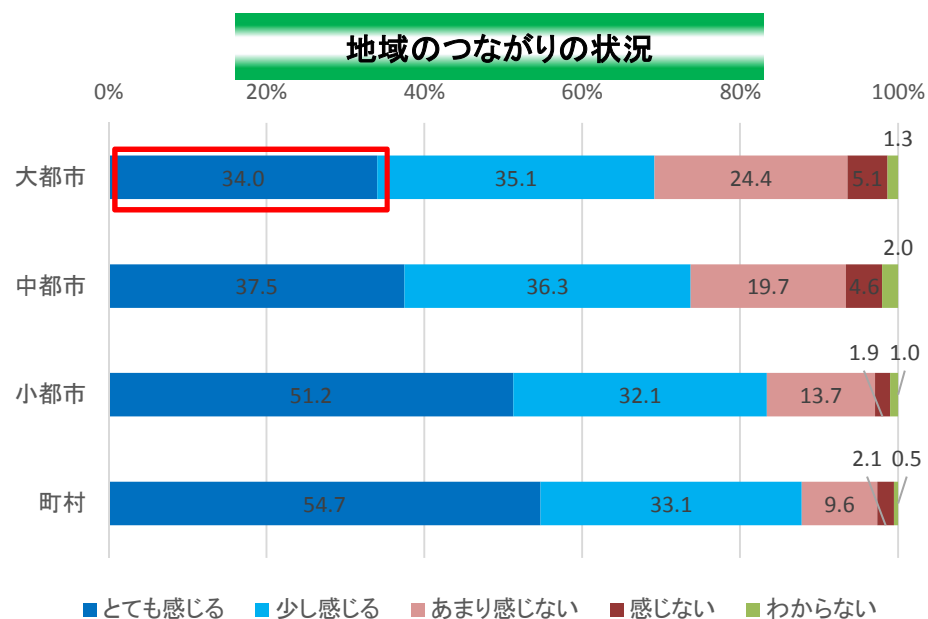
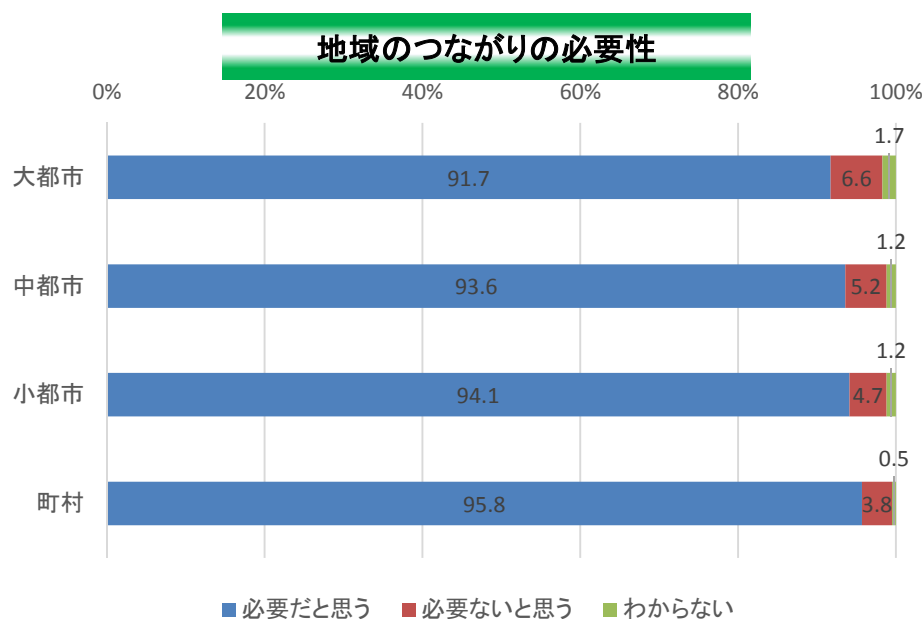
- 東京のオフィスニーズ調査によれば、オフィスを新規に賃借する予定のある企業が、オフィスに求めるニーズとしては、設備グレードの高いビル、耐震性の優れたビル等が挙げられている。
- 民間事業者等へのヒアリングによれば、例えば、建物の耐震性及び制振・免震性能の強化、BCPの観点から災害時にも建物の共用部・専有部への電力供給を72時間以上可能とする非常用発電設備の設置、社内コミュニケーションの促進やスペースの効率化を実現する1フロア面積が大きなオフィス等を備えたハイスペックビルへのニーズが高まっている。



(出典)森ビル株式会社「2014年 東京23区オフィスニーズに関する調査」(平成26年12月17日)より都市局作成

地域のつながりの必要性・状況

- 地域のつながりを「必要だと思う」割合は、都市の規模によってそれほど大きな違いは見られない。
- 一方、地域のつながりを「とても感じる」と回答した割合は、都市の規模が大きくなるほど低くなっており、大都市ほど地域のつながりが弱い状況となっている。



大都市： 東京都区部と政令指定都市
 中都市： 人口10万人以上の市(大都市を除く)
 小都市： 人口10万人未満の市

※全国60歳以上の男女を対象